

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

銀行業としての公共性に鑑み、健全経営と内部留保の充実に努めますとともに、ステークホルダーへの適切な配分を行うという基本方針のもと、以下のとおり当期の期末配当をいたしたいと存じます。

なお、内部留保金につきましては、お客さまへのサービス向上のための設備投資を行うとともに、経営基盤の拡充や経営体質の強化のため有効に活用してまいりたいと考えております。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金10円とし、配当総額は1,306,628,480円といたしたいと存じます。

また、中間配当金として9円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき19円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 5,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

第2号議案**取締役3名選任の件**

取締役熊谷俊行、市川達史及び秋山勝貞の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当行における地位
1	<small>くま がい とし ゆき</small> 熊 谷 俊 行 再任	取締役頭取（代表取締役）
2	<small>いち かわ たつ し</small> 市 川 達 史 再任	取締役常務執行役員
3	<small>あき やま かつ さだ</small> 秋 山 勝 貞 再任 社外 独立	取締役（社外取締役）

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

取締役候補者

候補者番号

1

くまがい

熊谷

としゆき

俊行

(1957年11月25日生)

再任

所有する当行の株式数
55,500株

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1981年 5月 当行入行
2009年 6月 同取締役経営企画部長
2012年 6月 同常務取締役経営企画部長
2014年 6月 同専務取締役
2016年 6月 同取締役頭取（現任）
監査部担当

取締役候補者とした理由

浦安支店長、経営企画部長等を歴任したほか、2009年6月より取締役に、2016年6月からは取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

いちかわ

市川

たつし

達史

(1963年10月9日生)

再任

所有する当行の株式数
18,600株

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1987年 5月 当行入行
2014年 6月 同個人融資部長
2016年 6月 同執行役員経営企画部長
2018年 6月 同常務執行役員
2019年 6月 同取締役常務執行役員（現任）
融資部担当

取締役候補者とした理由

個人融資部長、執行役員経営企画部長、常務執行役員等を歴任したほか、2019年6月より取締役常務執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

あきやま

秋山

かつさだ

勝貞

(1950年11月28日生)

再任

社外

独立

所有する当行の株式数

0株

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1974年 4月	日本銀行入行
1981年 7月	同秘書室
1983年 7月	同ロンドン駐在参事付
1992年 5月	同企画局政策広報課長
1994年10月	同企画局調整課長
1997年 7月	同下関支店長
1998年 9月	同考査局考査役
2000年 5月	同発券局長
2003年 5月	同政策委員会室長
2005年 9月	一般社団法人第二地方銀行協会 常務理事
2015年 6月	株式会社サンテック社外監査役
2015年 6月	当行社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

日本銀行の発券局長、政策委員会室長等の職務を通じて培ってきた金融全般における豊富な知識・経験を有しており、中長期的な経営課題やガバナンスの強化について有益な助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割や高い監督機能の発揮を期待して、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

独立性について

同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏が2015年6月まで常務理事を務めておられた一般社団法人第二地方銀行協会へ会費等の支払いを行っておりますが、2020年度の取引額は、同協会経常収益の1%未満であり、独立性に影響を与えるものではありません。

- (注) 1. 取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 秋山勝貞氏は社外取締役候補者であります。なお当行は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者の責任限定契約について
秋山勝貞氏が選任された場合、当行は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当行は保険会社との間で取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時には同内容での更新を予定しております。

〈ご参考〉 社外役員の独立性判断基準

当行における社外取締役又は社外監査役は、現在又は最近（注1）において、以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

1. 当行を主要な取引先（注2）とする者、それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、又は、その重要な子会社の業務執行者。
2. 当行の主要な取引先（注3）である者、それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、又は、その重要な子会社の業務執行者。
3. 当行から役員報酬以外に、過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）。
4. 当行の主要株主（注4）、又はその業務執行者。
5. 次に掲げる者（重要（注5）でない者を除く）の近親者（注6）。
 - (1) 上記1から4までに該当する者。
 - (2) 当行及びその子会社の取締役、監査役及び重要な使用人等。

（注1）実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

（注2）当行より、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上の支払がある先。

（注3）当行に対し、当行の直近事業年度の連結業務粗利益の2%以上の支払のある先。

（注4）総議決権の10%以上を所有する株主。

（注5）業務執行者については会社・取引先の役員を、会計事務所や法律事務所等に所属する者については、公認会計士や弁護士などを指す。

（注6）二親等内の親族。

取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当行の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。）及び執行役員（国内非居住者を除く。取締役と併せて、以下「取締役等」という。）の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬型ストック・オプション」で構成されていますが、株式報酬型ストック・オプションに代えて、新たに、当行の取締役等を対象に、役位及び業績目標の達成度等に応じて当行株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、経営戦略と報酬戦略を紐づけすることで、取締役等の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、2011年6月29日開催の第105期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額480百万円以内）とは別枠で、取締役等に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

第2号議案「取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる当行の取締役は6名となります。また、本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は10名となります。

なお、上記のとおり、本制度は、執行役員も対象としており、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案ではそれらの執行役員が本制度の対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等の報酬等として、その額及び内容を提案するものであります。

また、本議案の承認可決を条件として、2011年6月29日開催の第105期定時株主総会においてご承認いただいております株式報酬型ストック・オプションの報酬枠を廃止し、新たに株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の付与は行わず、本制度の対象となる取締役等に付与済みの株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権のうち未行使のものにつきましては、当該取締役等において権利放棄することとし、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、放棄した新株予約権の目的となる株式数相当のポイントを本制度において付与いたします。

本議案が原案どおり承認可決された場合、今後の当行の取締役等の報酬体系は、「基本報酬」、「賞与」及び「業績連動型株式報酬」により構成されることとなります。

〈ご参考〉取締役等の報酬体系

〈現状〉

基本報酬	賞与	株式報酬型 ストック・オプション
金銭報酬		非金銭報酬
業績非連動	短期業績連動	業績非連動



〈本議案が原案どおり承認可決された場合〉

基本報酬	賞与	業績連動型 株式報酬
金銭報酬		非金銭報酬※
業績非連動	短期業績連動	中長期業績連動

※非金銭報酬には、当行株式の換価処分金相当額の金銭を含みます。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する取締役等の報酬額を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役等に当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当行株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。（詳細は（2）以降のとおり。）

①本制度の対象となる当行株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none">・ 当行の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く）・ 当行の執行役員（国内非居住者を除く）
②当行が拠出する金員の上限（下記（2）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none">・ 本年度から開始する3事業年度（以下「対象期間」という）を対象とし、対象期間ごとに440百万円を上限・ ただし、当初の対象期間においては、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置分として、300百万円を上限とする金員を別途拠出
③対象取締役に交付等が行われる当行株式等の数の上限（下記（3）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none">・ 取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限は、353,000ポイント（1ポイントは当行株式1株）・ ただし、本年度においては、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として498,600ポイントを上限として別途ポイントを付与
④当行株式の取得方法（下記（2）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none">・ 当行株式は株式市場又は当行（自己株式処分）から取得予定・ 取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限に相当する株式数の発行済株式総数（2021年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.27%
⑤業績達成条件の内容（下記（3）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none">・ 毎事業年度の中期経営計画における業績目標の達成度等に応じて変動
⑥当行株式等の交付等の時期（下記（4）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none">・ 取締役等の退任時（取締役等が死亡した場合は死亡時）

(2) 当行が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（以下「対象期間」という。）を対象とします。当初は、2022年3月31日で終了する事業年度から2024年3月31日で終了する事業年度までを対象期間とします。

当行は、対象期間ごとに440百万円を上限とする金員を、当行の取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（下記の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。また、当初の対象期間に関しては、当行は440百万円を上限とする金員に加えて、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として付与するポイントにかかる株式の取得原資として300百万円を上限とする金員を、当行の取締役等への報酬として拠出し、本信託を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当行株式を株式市場又は当行（自己株式処分）から取得します。当行は、信託期間中、取締役等に対するポイント（下記（3）のとおり。）の付与を行い、本信託は当行株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。当行は延長された信託期間ごとに、440百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当行株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当行株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当行株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当行が追加拠出する信託金の合計額は、440百万円の範囲内とします。

また、信託期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対する新たなポイントの付与は行われませんが、当該取締役等に対する当行株式等の交付等が完了するまで、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(3) 取締役等に交付等が行われる当行株式等の数の算定方法及び上限

信託期間中の毎事業年度終了後の所定の時期に、取締役等に対して、毎事業年度における役位及び中期経営計画における業績目標の達成度等に応じて一定のポイントを付与します。

また、本年度においては、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、本制度の開始後遅滞なく、本制度導入に伴い株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を放棄した取締役等に対して、放棄した新株予約権の目的となる株式数相当のポイントを付与します。

付与したポイントは、毎年累積し、取締役等の退任時にポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当行株式等の交付等を行います。

なお、1ポイントは当行株式1株とします。ただし、信託期間中に当行株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当行株式数の調整がなされます。

当行の取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの総数は、353,000ポイントを上限とします。このポイントの総数の上限は、上記(2)の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定しています。ただし、本年度においては、かかる1事業年度あたりに付与されるポイントの総数の上限とは別に、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、当行の取締役等に対して498,600ポイントを上限とするポイントを付与します。

(4) 取締役等に対する当行株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足した取締役等は、当該取締役等の退任時に、上記(3)に基づき算出される数の当行株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役等は、累積ポイントの80%（単元未満株式は切り捨て）に相当する数の当行株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、取締役等が信託期間中に死亡した場合、その時点の累積ポイントに応じた当行株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。また、信託期間中に取締役等が国内非居住者となった場合は、その時点の累積ポイントに応じた当行株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を、当該取締役等が受けるものとします。

(5) 本信託内の当行株式に関する議決権

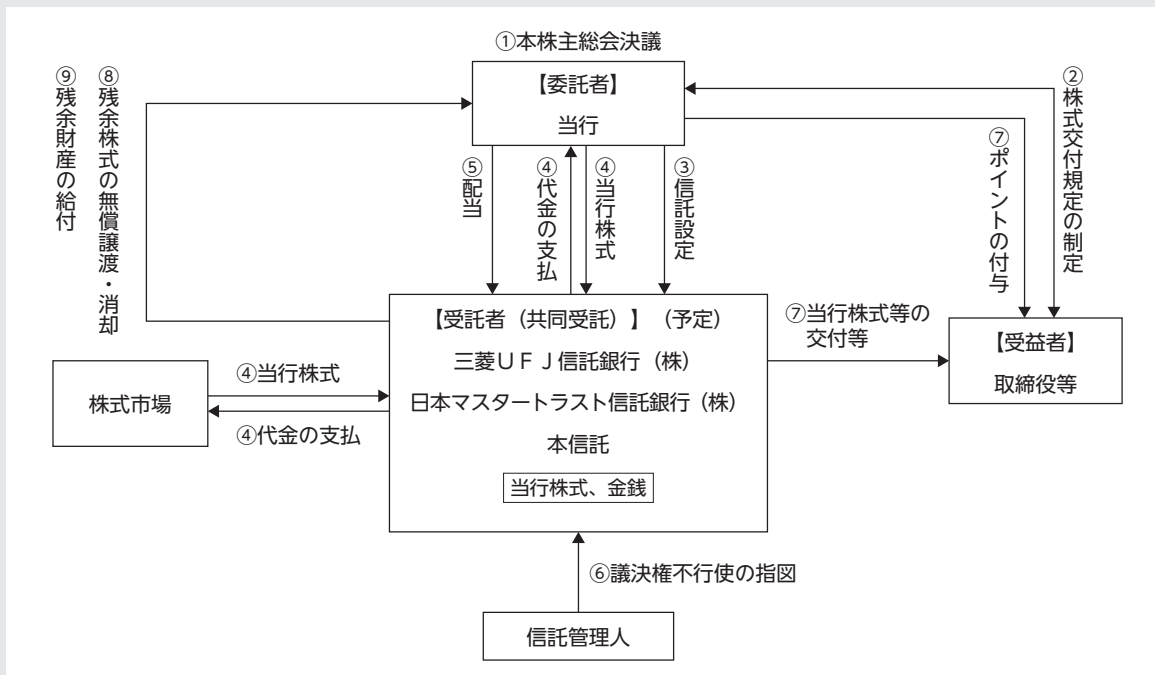
本信託内の当行株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

なお、本制度の詳細については、2021年5月12日付「[株式報酬型ストック・オプション制度]の廃止および「業績連動型株式報酬制度」の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

〈ご参考〉 2021年5月12日付プレスリリースからの抜粋



- ①当行は、本株主総会において、本制度の導入に関する承認決議を得ます。
- ②当行は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規定を制定します。
- ③当行は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で当行の取締役等に対する報酬の原資となる金銭を信託に拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする本信託を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、当行株式を株式市場または当行（自己株式処分）から取得します。なお、本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。

- ⑤本信託内の当行株式に対しても、他の当行株式と同様に配当が行われます。
- ⑥本信託内の当行株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、毎事業年度における役位及び業績目標の達成度等に応じて、毎年、取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等の退任時に累積ポイントに応じて当行株式等について交付等を行います。
- ⑧業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当行に当該残余株式を無償譲渡し、当行は取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当行に帰属する予定です。

(注) 受益者要件を充足する取締役等への当行株式等の交付等により信託内に当行株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当行は、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当行株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

〈ご参考〉信託契約の内容

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
③委託者	当行
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社（予定） （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定））
⑤受益者	取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者
⑥信託管理人	専門実務家であって当行と利害関係のない第三者
⑦信託契約日	2021年8月（予定）
⑧信託の期間	2021年8月（予定）～2024年8月（予定）
⑨議決権行使	行使しないものとします。
⑩取得株式の種類	当行普通株式
⑪信託金の上限額	740百万円（予定）（信託報酬及び信託費用を含む。）
⑫株式の取得方法	株式市場又は当行（自己株式処分）より取得
⑬帰属権利者	当行
⑭残余財産	帰属権利者である当行が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

以 上